

# 【緊急】

宜福育第 97 号  
令和 2 年 5 月 7 日

保護者 各位

宜野湾市役所子育て支援課

## 保育園在園の有効期間を延長しました

求職で認定を受けている方のうち、令和 2 年 4 月 30 日から 7 月 31 日までに有効期間が終了する方について、有効期間を 8 月 31 日までに延長します。

1. これまで、認可保育園に在園するための認定（保育 2 号・3 号認定）を受けている方のうち、求職で認定を受けている方は、90 日間の有効期間が切れる前に勤務証明書等の提出によって有効期間を更新する必要がありました。
2. 今般、新型コロナウイルスの影響で求職活動ができない方が多数発生しておられると思われます。このため、下記の方々については、有効期間を延長することとしました。手続きは不要です。役所から認定証を郵送いたします。
3. 求職以外の事由、たとえば妊娠出産、疾病、就学等による認定が切れる方については、求職届の用紙を郵送いたします。求職予定の方はご記入、ご返送ください。
4. 既に就労が決まっている場合は、勤務証明書の提出をお願い致します。（原則として郵送にて提出願います）

### ■対象者

4 月 30 日から 7 月 31 日までに認定が切れる方。

### ■延長後の有効期間

令和 2 年 8 月 31 日まで。

### ■注意点

8 月 31 日以降については、ご自身で認定変更手続きを行う必要がございます。

宜野湾市〇〇〇 宜福育第〇〇号  
宜野湾 太郎様  
宜野湾市長〇〇〇〇 公印  
子ども・子育て支援 支給認定証  
認定が切れる日  
求職のため  
令和2年7月31日まで

この事由が「求職」の方

### お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係 電話 098-893-4411 内線 176, 178